

じんけん

啓発紙 2015年

通巻55号

平成26年度 いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト受賞作品から <テーマ「共に生きる」>

静岡県人権啓発センターでは、人権を身近に感じてもらえるようにフォトメッセージコンテストを開催しています。



静岡県知事賞

「300年の茶樹」

大塚 美代子さん（静岡市）

「地域の人、子供達が守り続けている300年の茶樹。強い絆とふれあいの心がある。」

<柴山 健一（写真家）選考委員長の講評>

連綿と守り育てられ、地域の象徴のように親しまれている茶樹の新芽の摘み取りの日が来ました。弾む声に明るい笑顔、さわやかな初夏の風が心地よく頬をくすぐるお茶の里の風景です。

静岡県教育委員会教育長賞

「おねがい！」

川合 百合子さん（静岡市）

「おねがい、勝ちますように。運動会の得点発表。ドキドキドキ。どうかいのりが通じますように。」

<柴山 健一（写真家）選考委員長の講評>

握りしめた手、心配げな顔、三人の祈る気持ちがダイレクトに伝わってきます。きっと高い得点で競っているのでしょう。懸命でいじらしい表情を巧みにとらえました。

も く じ

- 出前人権講座をご存知ですか？ P 2、3
- 人権啓発指導者養成講座を開催しました P 4、5
- 人権啓発センターからのお知らせ P 6



出前人権講座をご存知ですか？

人権啓発センターでは、県内の学校や企業、福祉施設など、ご要望があれば無料で人権啓発のための出前講座に講師を派遣しています。この「出前人権講座」の講師を務めているのは、2人の人権啓発指導員です。今回は出前人権講座を支えるこの2人にスポットを当てます。(聞き手：鈴木人権同和班長)

◎杉原 久雄 人権啓発指導員 (指導員歴5年目)

鈴) 人権啓発センターに勤務する前は学校の先生をされていたとお聞きしていますが。

杉) はい、私は焼津市立焼津東小学校の校長を最後に、37年間の小中学校での教員生活を終え、平成23年4月からこちらにお世話になっています。最初、人権啓発指導員のお話を持ちかけられた時、「自分に務まるだろうか？」と不安もありましたが、引継ぎを受けた前任の指導員も教員であったことから、これまでの経験を生かして、少しでも県民の皆さんに人権の大切さを伝えていこうと思いました。

鈴) 今年5年目ですが、これまでどのようなところに講演に行かれましたか？

杉) 学校はもちろんのこと、企業や福祉施設など、講演先は様々です。規模で言えば、人数が10人未満の企業の支所や、高等学校などで1,000人を超える生徒の前で講演を行うこともあります。伊豆の下田から、西は湖西市まで、御要望があれば県内のどこへでも出向いて人権の大切さを伝えています。

鈴) どういう内容で講義を行いますか？



杉) 相手の要望に応じてひとつひとつ講義内容を組み立てています。すべての依頼がオーダーメイドなんです。例えば、まったく新規に講演の依頼を受ける場合、資料作成や、講義の進め方などの準備に2週間以上かかることもあります。アクティビティなど、体験型研修の依頼もありますし、講義時間もそれぞれ異なりますので、いずれにしても、事前の準備にはかなりの時間をかけていますね。講義内容は、様々な分野の人権問題にわたりますが、企業などではハラスメントに関する講演要望も多いですね。最近ではセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

と同様にパワー・ハラスメント(パワハラ)への注目が高く、企業としても意識せざるを得ないと思います。学校関係からはインターネットによる人権侵害についての要望もありますね。

鈴) 講義の際、どのようなことに気を付けていますか？

杉) 1点目は、導入部の工夫です。DVDや日常生活の振り返りなどを通して、私たちの日常生活の中にも人権を考えるヒントがたくさんあることや、人権は決して堅苦しいとか、難しいものではないということに気付いてもらうようにしています。

2点目は、一方的な講義にならないよう、参加者の様子を見ながら、できるだけ発言の機会を作るようにしていることです。ただ講義を聴くという受動的なものではなく、参加される一人ひとりが、研修を通して自分自身で何かを掴んで欲しいと考えています。

鈴) 人権啓発指導をされていて、どんな感想をお持ちですか？

杉) 人権啓発指導員になって5年目になりますが、人権問題の奥の深さを改めて感じています。と同時に、自己研修の大切さも感じています。どこに講義に行っても、皆さん真剣に聞いてくださいますね。受講者がどんな感想を持っているのか不安な時もありますが、担当の方から、「話が具体的でわかりやすかった、という感想がありました」。などと聞かされた時は、「講義に来た甲斐があったなぁ。」と、疲れも吹き飛びますね。

鈴) ありがとうございました。5年目のベテランとして、引き続き県民への人権啓発をお願いします。



◎森 初枝 人権啓発指導員（指導員歴1年目）

鈴）森指導員も学校の先生をされていたとお聞きしていますが。

森）私はこの3月まで静岡市立西奈南小学校の校長を務めていました。4月以降、杉原指導員や前任の鎌田指導員の講義を聴講するほか、センターにある人権関係の書籍を読んだり、DVDを視聴したりして、来るべき講師デビューに備えていました(笑)。

鈴）既にデビューは果たされましたね。

森）はい、4～5月の2ヶ月間は研修期間とさせていただき、6月初頭に初めての講師を務めました。医療関係職員の新人研修だったのですが、病院に勤務するいろいろな職種の方がいらして、人権についてそれぞれどのように受け止めてくれるだろうか、などと思い浮かべながら講義を行いました。

鈴）初めての講義はいかがでしたか？



森）緊張しましたね～。あらかじめ講義時間はわかっていましたし、進め方も決めていましたが、最後までぴたり時間を合わせることの難しさを思い知りました。

鈴）たまたま、最初の講義が人権啓発センターが入居している建物内だったので、職員が様子を伺いに行ったようですが、大きく張りのある声で講義をされていて、とても初めてとは思えなかったとか…。

森）それはありがとうございます。元教員ですから人前で話すことに慣れているとは言え、人権啓発指導員としては初めてでしたからね、緊張の連続でした。でも、

相手にしっかり届くように、ということはずっと心掛けていました。

鈴）2回目以降の講義はどうですか？

森）医療関係職員にもう1度講義する機会がありましたので、最初の講義を振り返り、反省点を踏まえて少し手を加えて臨みました。その後は県庁の新規採用職員研修や、学校の先生方に対する研修、企業の役員の方への講義などを担当しました。

鈴）どういうことを伝えて行きたいですか？

森）依頼先の方が何を求めているかにもよりますが、人は一人では生きていない、自分も大切なのですが、相手も大切だということを、常に発信していければ、と思っています。今、世の中では様々な問題が起きていますが、「だれもが幸せに」というスタンスでものごとを考えていければ、暮らしやすい世の中になっていくのかも知れませんね。

鈴）今後の目標は？

森）人権啓発センターには、学校、企業、福祉施設など、様々なところから講義の依頼があります。これから経験を重ねて、どんな要望にも応えられる指導員になりたいですね。新人教員の頃の初々しい気持ちを思い出して、これから頑張っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

鈴）ありがとうございました。今後の活躍を期待しています。



5年目の杉原指導員と1年目の森指導員。勤務歴は違いますが、お2人とも、元は学校の先生ということもあり、第2の職業である当センターの人権啓発指導員も天職であるように思えました。この2人が県内のどこへでも伺います。お気軽にお問い合わせください。

人権啓発指導者養成講座を開催しました！！

日時：7/17（金）、7/21（火）、7/31（金）

場所：もくせい会館富士ホール

静岡県人権啓発センターでは、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていただき、地域社会や職場、学校などで人権啓発活動を担う啓発リーダーを養成するため、静岡市のもくせい会館において、「人権啓発指導者養成講座」を開催しました。

受講した方からは、「いろいろな人権問題の話が聞けてよかった。」「知らなかったことも多く、知っていたことも改めて考え直す機会となった。」「職場や地域で役立てたい。」といった感想が寄せられました。

3日間にわたって開催した、様々な人権問題に関する講義や参加体験型の演習の概要を紹介します。

【7/17（金）・講義1】

「日常生活の中の身近な人権 ～人間は 誰も同じ 誰も違う～」

角替 弘志 氏（静岡大学名誉教授）



戦後70年を経過し、日本社会は物質的に豊かになったがここは豊かになったのだろうか。人が皆、平等であることは当然だが、これは人が皆、同じことを考え、同じ行動をするということではない。人にはそれぞれ能力の違いや個性がある。こうした違いや個性があるからこそ人間社会は豊かなものになるのだ。ここ豊かな社会とは、人にやさしい社会であり、それぞれの能力や個性を生かすことができる社会である。

日本が2014年に批准した障害者権利条約における重要なキーワードとして、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」、「社会的インクルージョン」がある。これらは障害のある人も能力・個性を生かすことができる配慮や仕組みづくりをするということだが、

障害の有無に関わらず大事な意味を持つ条約であると思えるべきである。

【7/17（金）・演習（人権ワークショップⅠ・Ⅱ）】

「行動と体験で学ぶ人権：～気づきから行動へ～」

幸田 英二 氏（人権ワークショップ研究会代表）

講義型の教育や啓発では専門的な知識や経験を豊富に持っている人からそうでない人へ「伝え、教える」こと＝「知識を習得する」ことが重視されるのに対し、ワークショップ（参加型学習）では、「参加し、感じ、考え、気づく」こと＝「経験する」ことを通じて「現実社会への行動を促す」ことに価値が置かれる。今回のワークショップでは具体的なシチュエーションを設定しての疑似体験を通して、多数派と少数派の感じ方の違い、相手の気持ちに想像力をめぐらせることの大切さを経験し、差別や暴力がどこから生まれるか、差別を無くしていくために一人一人が出来ることは何かを受講生と考えた。いじめや差別は陰湿化し、見えにくくなっているようにも思えるが、被害者の気持ちに寄り添うこと、対話を大切にすることが重要である。



【7/21（火）・講義2】

「障害者差別解消法について」

小永井 駿多 氏（静岡県健康福祉部障害者政策課主事）



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月より施行される。この法律では、障害者基本法で定められた理念（①障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、②社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、③国による啓発・知識の普及を図るための取組）の具体化を図っているほか、

「差別的取扱いの禁止」を義務付けている。具体的には、機能障害（見えない、聞こえない、歩けない等）や、車いす、盲導犬など、障害があることを理由として区別、排除、制限する「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人にとっては必ずしも利用しやすいとは言えない施設、制度、慣行などの「社会的障壁」に対して、時間や順番、ルールや、設備・施設などの形を変える、補助器具やサービスを提供するといった「合理的配慮の提供」が求められる。

障害のある人への差別のない社会にしていけるため、障害や障害のある人について、県民の理解が深まるよう取り組んでいく。

【7/21（火）・講義3】

「子どもの人権を考える」

佐々木 光郎 氏（元静岡英和学院大学人間社会学部教授）

平成26年度、県内7か所の児童相談所で対応した「児童虐待相談件数」は、2,132件と過去最多を更新した。この数の意味するものは何であろうか。すべての子どもは、祝福されて生まれ、愛され、心身ともに健やかに成長する権利をもっている。児童憲章の中で「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる」ことがうたわれている。かけがえのない一人の人間として尊ばれ、よい環境の中で慈しみ愛されて育つ。しかし、最良の環境であるべき家庭が、今や十分に機能しなくなっている。

本講義では長く家庭裁判所調査官として中学生の非行やいじめ・不登校等の問題と、さらには大学教員になってからは虐待を受けた子どもと向き合ってきた体験をもとに、「子どもの人権」を具体的な事例を通して考えるとともに、「こうありたい親子関係」や「地域のコミュニティづくり」などの「子どもが健やかに成長できる環境づくり」についての示唆を与えていただいた。



【7/21 (火)・講義4】

「ハンセン病回復者をめぐる人権」

小鹿 美佐雄 氏 (国立駿河療養所駿河会会長)



ハンセン病患者への国の関わりは、1907年「癩予防に関する件」という法律にはじまる。これは行き場がなく放浪しているハンセン病患者を収容しようというものであった。しかし、収容された患者たちは、様々な作業への従事を強いられたほか、療養所の所長には懲戒検束権が与えられ、療養所には監禁室までつくられた。療養所内では、結婚が認められたが、その条件として断種手術を受けることとされ、同時に多数の墮胎手術も行われた。1996年に「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病患者の人権を無視した強制隔離収容を基本とした政策が長年とられてきた。それらが誤ったものであったとの判決が出たが、すべてが解決したわけではない。ハンセン病の感染力は弱く、現代の

日本ではハンセン病に感染することはほぼ無いと言われており、感染しても投薬で治療することができる。ハンセン病の正しい知識の不足が誤った先入観や偏見、差別を招くのだ。

【7/21 (火)・講義5】

「外国人と人権 -国籍・人種・言語の違いは何を意味するか-」

イシカワ エウニセ アケミ 氏 (静岡文化芸術大学文化政策学部教授)

人権は国連の世界人権宣言により30か条に渡り定められており、日本人と外国人で違うものではない。また、1995年には人種差別撤廃条約に日本も加入しており、これを守らなければならない。2014年12月時点で日本には約212万人の外国人が在住しているが、そのうち半数以上は永住者であり、外国人と一言で言ってもその実態を見ると様々な違いがある。そのうえで、日本において、国籍や人種、言語の違いから生じている日常での問題点として、言語の違いが大きく影響し外国人の子どもたちが不就学になりやすい教育現場の現状や、慣習的に外国人の多くが非正規雇用という就業状況におかれやすい現状があげられる。これは文化や習慣も影響していると考えられるが、日本における外国人を受け入れていく文化はまだ日が浅く、今後改善していく必要がある。



【7/31 (金)・講義6】

「人権が尊重される社会を願って」

本間 肥土美 氏 (磐田市ふれあい交流センター指導員)



中学校の教科書から同和問題の歴史的な背景を見ると、中世日本で身分制度が形成される中で、鍛冶をはじめとした高度な技術や死にかかわる仕事などがケガレにふれるとされて差別を受けた一方で、その高い技術力は時の権力者に高く評価され重用されていた。明治時代になり、解放令とともに身分制度は廃止されたが、皮革産業などの被差別部落の主要産業に大商人が参入したため、次第に被差別部落は貧困に苦しむことになった。また、全国で農民による解放令反対一揆も起こるなど実質的な差別は解消せず、解放令によって差別と貧困が残る結果となり、これを改善するために水平社運動へとつながっていったことが分かる。世界人権宣言を見ると、二度の世界大戦を経験し、世界中

の人々が人権を守ることが平和の基本であることを学んだのだと理解できる。同様のことは日本国憲法にも見ることができる。しかし、まだ差別が無くなったと言える状況ではない。大切なことは一人一人が、正しく知り、自分で考えることができる人になることである。

【7/31 (金)・講義7】

「あなたは右利き？左利き？」

長田 治義 氏 (NPO法人魅惑的倶楽部副理事長)

世の中に右利きの人、左利きの人がいるのと同じように、性的少数者も、障害を持っている人も全て人間の個性であり、皆同じ命を持っていることを理解することが必要である。人間は、480億分の1という奇跡的な確率で産まれてくる、人間の命の誕生の話からLGBTを考えることで理解ができる。人間の個性は産まれる前から決まっており、性的少数者も右利き、左利きと同じように1つに分類することはできない。

例えば、ゲイを公表して芸能界で活躍している有名人もいるが、外見も性格も様々である。ゲイだからこうだろうと思ってしまうことは間違いで、その個性には、様々な趣味や嗜好があること、様々な人がいて当たり前ということを理解していかなければならない。どんな個性があっても、同じ命を皆が持っている。自分の意識を変える行為そのものが、人権では大切なことである。こういったところから、LGBTの理解が進んでいくのではないかと考えている。



【7/31 (金)・講義8】

「職場のハラスメントをなくそう～働きやすい職場をめざして～」

杉原 久雄 氏 (静岡県人権啓発センター人権啓発指導員)



厚生労働省は、平成26年度における男女雇用機会均等法11条関係 (セクシャルハラスメント) の相談件数は、11,289件 (45.4%：前年比+232件)、また「いじめ・嫌がらせ」(パワーハラスメント) の相談件数は、62,191件 (21.4%：前年比+2,994件) と発表した。セクハラ・パワハラは、企業に「社員の健康を害する」「職場風土を害する」「職場の生産性を低下させる」等の多大な損失をもたらしている。本講義では、「職場におけるセクハラ・パワハラ防止」をテーマに (1) セクハラ・パワハラの原因や労働関係法令の変遷について、(2) セクハラ・パワハラの実態と民事裁判例やハラスメントを受けたときの対処の仕方について、(3) ハラスメントのない職場づくりについての3点について概説した。

<静岡県人権啓発センターからのお知らせ>

静岡県人権啓発センターでは、人権に関連したDVD・ビデオ・書籍の貸出を行っています。DVD、ビデオは平成27年6月末現在373本、書籍は779冊あり、開館時間（平日9時～17時）は、自由に閲覧・視聴することも可能です。皆様の積極的な御利用をお待ちしております。

今回は、その中から同和問題に関連した、DVDを2本紹介いたします。



同和問題と人権 —あなたはどのように考えますか—

同和問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに立法措置を含む対策を講じてきましたが、インターネットを悪用した差別的書き込みや結婚・就職問題を中心とする差別事案は、いまだに後を絶ちません。同和問題を正しく理解し、同和問題を解決するためにはどうすればよいのか、このビデオを見ながら、一緒に考えてみませんか。
(DVD説明文より抜粋)



同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～

我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題の歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、一般市民を対象とした映像も併せて制作し、同和問題の解決のために次世代へ伝承するものです。
(DVD説明文より抜粋)

<センターライブラリーはホームページからも確認ができます>

<http://jinken.pref.shizuoka.jp>

静岡 人権 検索

12月の人権週間に合わせてイベントを行います！

ふじのくに人権フェスティバルの開催決定！

平成27年12月18日(金)、焼津市焼津文化会館において、「ふじのくに人権フェスティバル」を開催します。このフェスティバルを始め、人権週間（12月4日から10日）を中心とした期間には、他にも人権シンポジウム、人権講演会を開催します。

詳細は次号で紹介します。



(昨年度の人権フェスティバルの様子)

平成27年 9 月 発行 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 -70 静岡県総合社会福祉会館

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948 <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>